

あっせん申立書

茨木市長 様

申立人 住所
氏名
連絡先 (電話番号)

印

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおりあっせんで申立てます。

条例第7条の規定に違反する対応を受けたとされる人	住 所	
	氏 名 <small>(障害者以外の者の場合は、その関係についても記載すること)</small>	(当該障害者との関係)
	連絡先	
条例第7条の規定に違反する対応をしたとされる事業者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
対象事案の概要		
求めるあっせんの内容		
その他参考となる事項		

(注1) 申立人氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

(注2) 条例第7条の規定に違反する対応(障害を理由とする差別)をした事業者が法人その他の団体である場合は、氏名欄には名称及び代表者の氏名を住所欄には主たる事務所又は事業所所在地を記載してください。

(注3) 「対象事案の概要」及び「求めるあっせんの内容」について、記入する欄が不足する場合は別紙(様式問わず)に記載の上、提出してください。

様式第2号

第 号
年 月 日

申立人 様

茨木市長

あっせん開始通知書

あなたから 年 月 日付け申立てがあったあなたと との間の事案のあっせんに
ついて、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第 11 条第3項の規定により、下記の
とおり開始することとしたので、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則第4
条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 事案番号

2 あっせん実施者 茨木市障害者差別解消支援協議会 部会

様

茨木市長

通知書

あなたから 年 月 日付け申立てのあったあなたと との間の事案のあっせんについては、下記の理由によりあっせんを行うことが適当ではないと認められますので、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則第4条の規定に基づき通知します。

記

1 事案番号

2 理由

[]

被申立人 様

茨木市長

あっせん開始通知書

申立人 から 年 月 日付け申立てがあったあなたとの間の事案のあっせんについて、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第 11 条第3項の規定により、下記のとおり開始することとしたので、通知します。

記

1 事案番号

2 あっせん実施者 茨木市障害者差別解消支援協議会 部会

3 あっせん申立ての概要

4 留意事項

- (1)茨木市障害者差別解消支援協議会部会によるあっせんとは、当部会が事案当事者の間に入り、当事者間の話し合いによる解決を促進するものです。あっせんの期日等具体的な手続については、追ってお知らせします。
- (2)あっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんによっては事案の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切ることとなりますので、当部会によるあっせんを望まない場合には、 年 月 日までにその旨を当部会あて通知してください。
なお、あっせんの手続は、参加が強制されるものではありません。
- (3)この他、あっせん申立てに関する事案の解決に向け、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例に定めるところにより、取扱います。

第 号
年 月 日

申立人

様（各通）

被申立人

茨木市障害者差別解消協議会部会の長

年 月 日付け 第 号により茨木市長があっせん開始を通知した事案について、下記のとおりあっせん（案）を提示します。

記

以上

- 1 事案番号
- 2 あっせん案の内容
- 3 受諾を求める理由
- 4 諾否の応答すべき期限及びその方法
- 5 その他

様式第6号

第 号

年 月 日

申立人

様（各通）

被申立人

茨木市差別解消支援協議会部会の長

年 月 日付け第 号で提示したあっせん（案）について、下記のとおり合意内容を通知します。

記

1 事案番号

2 合意内容

第 号
年 月 日

申立人

様（各通）

被申立人

茨木市長

あっせん終了通知書

年 月 日付け第 号で通知した案件については、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、下記の理由により終了することとしましたので、規則第6条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 事案番号

2 理 由

（理由記載例）

- ・あっせんにより当該事案が解決したため
- ・当該事案の解決の見込みがないと認められたため

様式第8号

第 号
年 月 日

茨木市長様

申立人 住所
氏名
連絡先（電話番号）

印

あっせん申立取下げ書

年 月 日付けで求めた下記あっせんの申立てを取下げます。

記

- 1 事案番号
- 2 被申立人

様式第9号

第 号
年 月 日

被申立人 様

茨木市長

年 月 日付け第 号により通知したあっせん開始に係る事案について、申立人より 年 月 日付けであっせんの申立てが取り下げられましたので通知します。

第 号
年 月 日

様

茨 木 市 長

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第 12 条第 1 項に規定する勧告及び同条第 2 項に規定する意見の聴取について（通知）

年 月 日付け第 号であっせんを行った事案について、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、必要な措置を講じるべきことを勧告する予定としております。

つきましては、条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり意見聴取を実施します。

記

1 あっせん内容

2 意見の聴取日 年 月 日

3 意見聴取の場所

第 号
年 月 日

勸 告 書

様

茨 木 市 長

年 月 日付け第 号によりあつせん開始した事案に関して、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第 12 条第 1 項の規定により下記内容を受諾されるよう勧告します。

当該勧告の求めに係る者の氏名及び住所	氏名	
	住所	
当該勧告の内容及び当該勧告に従うべきことを求める理由		
当該勧告に従う旨又は従わない旨の意思の表明をすべき期限及びその方法	期 限	年 月 日まで
	方 法	(例：来庁、郵送、その他)
参考となる事項		

第 号
年 月 日

様

茨 木 市 長

茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第 13 条第 1 項に規定する公表及び同条第 2 項に規定する意見の聴取について（通知）

年 月 日付け第 号で勧告を行った事案について、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、その旨を公表する予定としております。

つきましては、条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、下記のとおり意見聴取を実施します。

記

1 あっせん内容

2 勧告内容

3 意見の聴取日及び
資料提出日 年 月 日

4 意見聴取の場所